

前橋市

沿道建築物の耐震補強等事業費補助制度のご案内

令和8年4月

問い合わせ先

前橋市 都市計画部 建築指導課 指導係

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1

電話 027-898-6752

FAX 027-223-8527

1. 事業概要

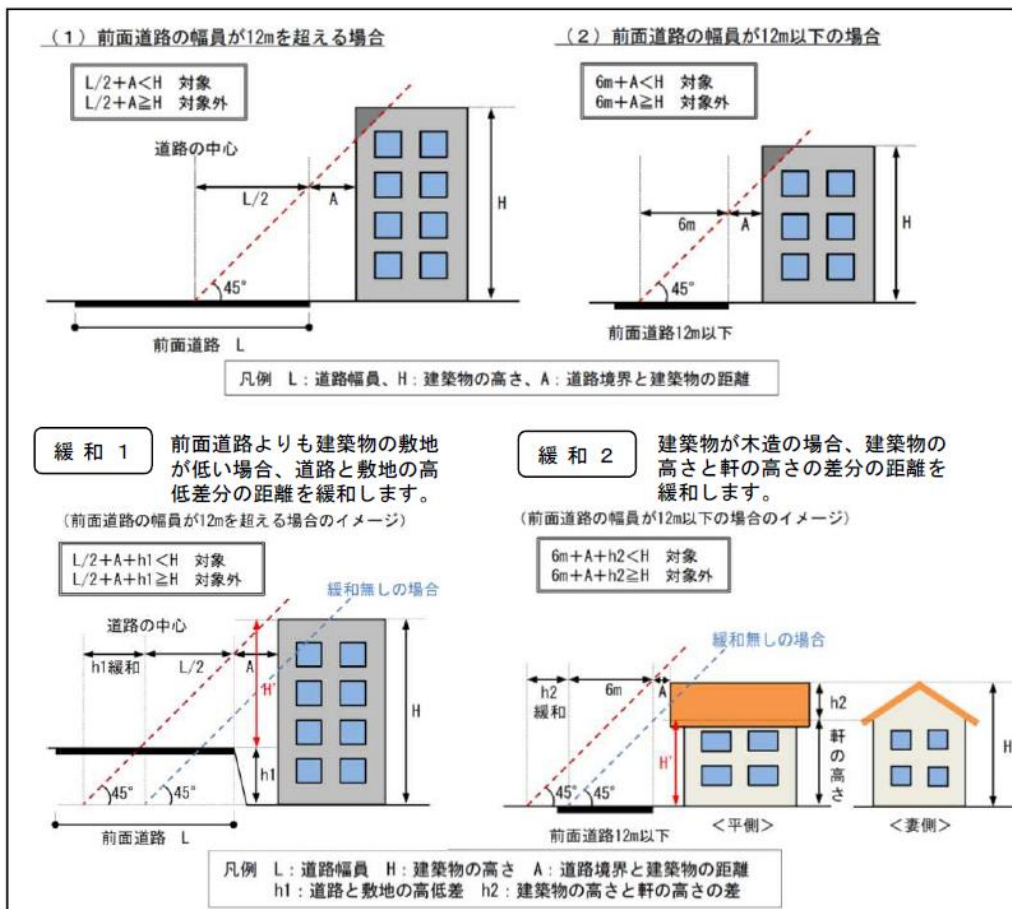
平成25年11月の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）の改正において、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、災害時の応急・救急活動等に重要な緊急輸送道路の沿道建築物が地震で倒壊し、道路をふさがないように都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。

法改正を受け、群馬県では「群馬県耐震改修促進計画」において緊急輸送道路の一部を耐震診断義務付け道路に指定しました（指定日：令和2年4月1日）。前橋市において、この指定を受けた道路の沿道で、耐震診断が義務付けられた一定規模以上の対象建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修等の耐震化に要する費用の一部を補助します。

(1) 耐震診断が義務化される建築物

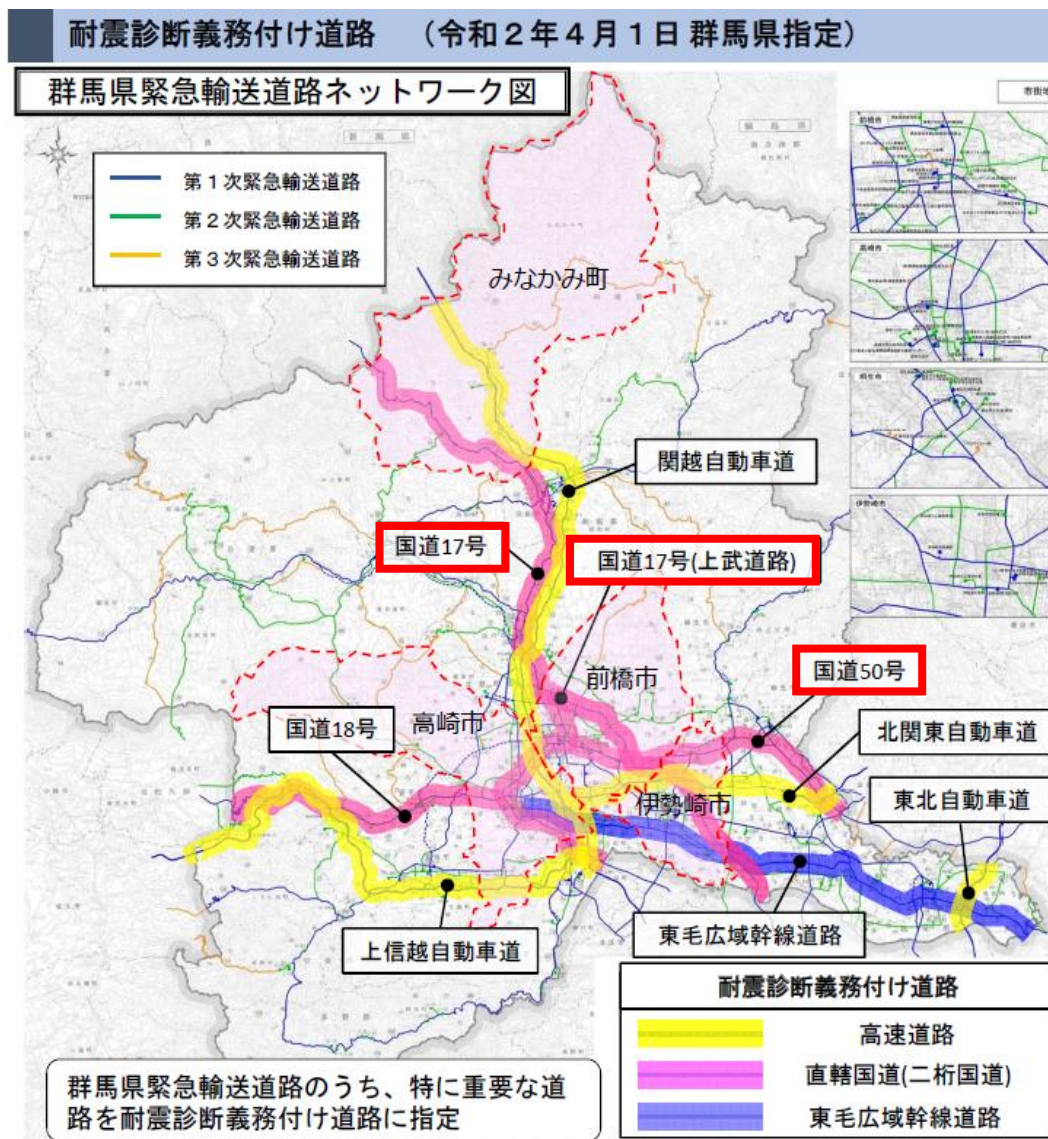
以下の項目全てに該当する建物は耐震診断を行う必要があります。

- ① 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物
- ② 群馬県耐震改修促進計画で群馬県が耐震診断を義務化する道路として指定した道路沿いの建築物のうち、前橋市内にあるもので①かつ④に該当する建築物
- ③ 前橋市耐震改修促進計画で前橋市が耐震診断を義務化する道路として指定した道路沿いの建築物で①かつ④に該当する建築物
- ④ 前面道路に対し一定の高さを超える建築物



(2) 群馬県が耐震診断を義務化する道路の路線図

群馬県緊急輸送道路のうち特に重要な次の道路（高速道路、直轄(二桁)国道、東毛広域幹線道路）において、前橋市内で地震発生時に通行を確保すべき道路としては「国道17号（上武道路を含む）」と、「国道50号」が該当します。



(3) 前橋市が耐震診断を義務化する道路

第3期前橋市耐震改修促進計画において指定する耐震診断を義務付けする道路は、「県道足門前橋線（問屋町交差点から高崎市境まで）」が該当します。

2. 補助制度の内容

※ 本事業制度の内容については、耐震化事業予定年度に補助制度財源が確保できる場合を前提としています。

耐震化計画策定及び耐震補強改修工事または除却工事の補助申請にあたっては、事業実施の前年度8月までに市に事前相談及び事前協議を行ってください。また、事業実施に係る補助財源の状況によって、ご希望の時期に補助金申請及び事業実施ができない場合があります。

(1) 補助の対象となる方

① 耐震診断の場合

市内に所在する耐震診断義務付け対象建築物の所有者

② 耐震化計画策定、耐震改修又は除却設計の場合

市内に所在する耐震診断義務付け対象建築物で、令和13年3月31日までに耐震診断に着手し、耐震診断の結果、耐震性が低い(※)と判定された建築物の所有者

※ 第三者判定機関による評価が必要です。

(2) 対象となる耐震化事業費

① 耐震診断に要する費用

② 耐震性の低い建築物の耐震化計画策定に要する費用(耐震改修工事または除却工事のための設計費等)

③ 耐震性の低い建築物の耐震改修工事に要する費用

④ 耐震性の低い建築物の除却工事に係る費用

(3) 補助制度の内容

前橋市は、建築物の所有者の方が円滑に耐震化を進めることができるよう、対象建築物の耐震診断、耐震改修工事に係る設計および除却工事のための設計費用(耐震化計画策定費)や、耐震補強改修工事及び除却工事に係る費用の一部について補助します。

ただし、補助対象費用には限度額があります。

【2-①. 耐震診断に要する費用の補助】

（1）補助額の算定

・耐震診断に要する費用について前橋市が補助します。（令和3年度前橋市耐震診断義務付け対象建築物耐震診断費補助事業）

・いずれも千円未満切り捨ての補助金額となります。

・補助の対象となる耐震診断に要する費用については、下表のとおり限度額があります。ただし、第三者判定機関の判定に要する費用として、2,350,000円を限度として加算することができます。

・限度額を超える分の費用や補助対象外費用などは申請者負担となります。

※ 耐震診断に係る費用の補助金の交付申請を希望される場合は、実施の前年度8月上旬までに、市に事前相談及び事前申し込みを必須とします。

耐震診断費用限度額

延床面積	耐震診断費用の限度額
1,000平方メートル以内の部分	4,580円/平方メートル
1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分	2,350円/平方メートル
2,000平方メートルを超える部分	1,570円/平方メートル

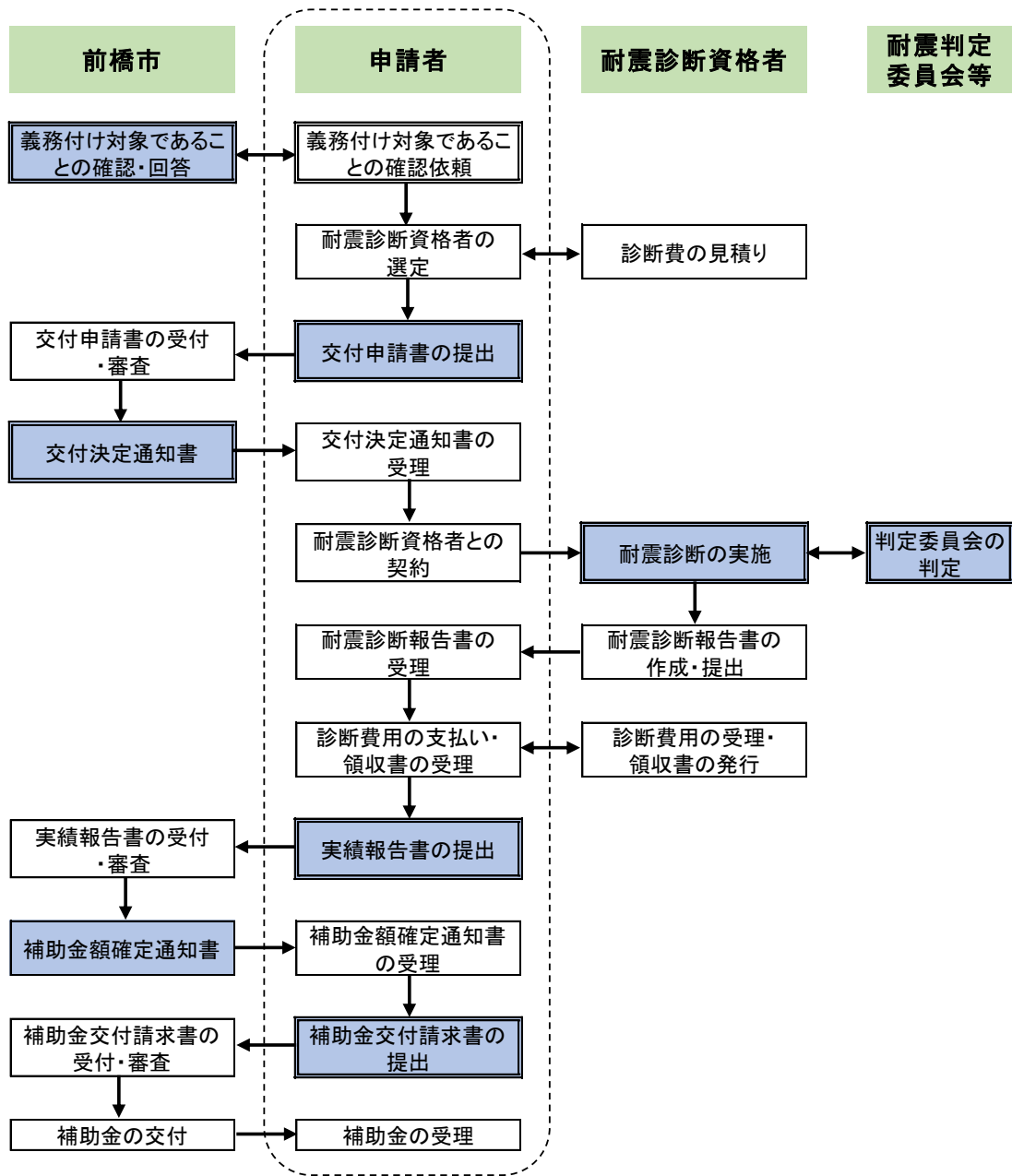
【補助額の算出例①】

用 途：事務所 階 数：地上4階建て 延べ面積：2,500㎡	耐震診断資格者（設計事務所）からの耐震診断業務の見積額： 8,000,000円 うち、第三者機関判定費用の見積額： 2,000,000円
○【算定限度額】の計算（面積算定による耐震診断費用の上限）	
①1,000㎡までの部分	$1,000\text{㎡} \times 4,580\text{円}/\text{㎡} = 4,580,000\text{円}$
②1,000㎡を超えて2,000㎡の部分	$1,000\text{㎡} \times 2,350\text{円}/\text{㎡} = 2,350,000\text{円}$
③2,000㎡を超える部分	$500\text{㎡} \times 1,570\text{円}/\text{㎡} = 785,000\text{円}$
①～③の合計（面積による耐震診断費用の上限）	7,715,000円
上記面積による上限額に、図面復元や第三者機関判定等の費用として2,350,000円/件まで加算できるので、第三者機関判定費用の見積額2,000,000円を加算します。 よって【算定限度額】は、7,715,000円+2,000,000円=9,715,000円となります。	
○したがて、算定限度額（9,715,000円）>見積額（8,000,000円）となるので、金額の低い見積額（8,000,000円）が補助額となります。	
※補助額算定時に発生した端数については、申請者負担となります。	

【補助額の算出例②】

用 途：事務所 階 数：地上5階建て 延べ面積：3,000㎡	耐震診断資格者（設計事務所）からの 耐震診断業務の見積額： 11,500,000円 うち、第三者機関判定費用の見積額： 2,500,000円								
<p>○【算定限度額】の計算（面積による耐震診断費用の上限）</p> <table border="0"> <tr> <td>①1,000㎡までの部分</td> <td>$1,000\text{㎡} \times 4,580\text{円}/\text{㎡} = 4,580,000\text{円}$</td> </tr> <tr> <td>②1,000㎡を超えて2,000㎡の部分</td> <td>$1,000\text{㎡} \times 2,350\text{円}/\text{㎡} = 2,350,000\text{円}$</td> </tr> <tr> <td>③2,000㎡を超える部分</td> <td>$1,000\text{㎡} \times 1,570\text{円}/\text{㎡} = 1,570,000\text{円}$</td> </tr> <tr> <td>①～③の合計（面積による耐震診断費用の上限）</td> <td>8,500,000円</td> </tr> </table> <p>上記面積による上限額に、図面復元や第三者機関判定等の費用として2,350,000円/件まで加算できるので、2,350,000円までを加算します。</p> <p>よって、【算定限度額】は、8,500,000円+2,350,000円=10,850,000円となります。</p> <p>○したがって、見積額(11,500,000円)＞算定限度額（10,850,000円）となるので、金額の低い算定限度額による耐震診断費（10,850,000円）が補助額となります。</p> <p>※これを超えた分の費用及び補助額算定時に発生した端数については、申請者負担となります。</p>		①1,000㎡までの部分	$1,000\text{㎡} \times 4,580\text{円}/\text{㎡} = 4,580,000\text{円}$	②1,000㎡を超えて2,000㎡の部分	$1,000\text{㎡} \times 2,350\text{円}/\text{㎡} = 2,350,000\text{円}$	③2,000㎡を超える部分	$1,000\text{㎡} \times 1,570\text{円}/\text{㎡} = 1,570,000\text{円}$	①～③の合計（面積による耐震診断費用の上限）	8,500,000円
①1,000㎡までの部分	$1,000\text{㎡} \times 4,580\text{円}/\text{㎡} = 4,580,000\text{円}$								
②1,000㎡を超えて2,000㎡の部分	$1,000\text{㎡} \times 2,350\text{円}/\text{㎡} = 2,350,000\text{円}$								
③2,000㎡を超える部分	$1,000\text{㎡} \times 1,570\text{円}/\text{㎡} = 1,570,000\text{円}$								
①～③の合計（面積による耐震診断費用の上限）	8,500,000円								

(2) 補助事業の流れ (耐震診断事業)



※ 診断費用の支払いについて、申請者様が費用を用意する負担を軽減するため、市から交付される補助金を、診断者が申請者に代わって受け取ることができる「代理受領制度」が利用できます。

（３）提出書類【耐震診断に要する費用の補助金交付申請】

① 耐震診断義務付け対象建築物であることの確認

前橋市の補助を申請する場合は、耐震診断義務付け対象建築物であることの確認を受ける必要があります。

提出書類	備考
改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書	様式 1
委任状	代理人が申請事務を行う場合
建築士の資格を有する者から既存耐震不適合建築物であることの報告書	
補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類	登記事項証明書など
現況の調査書	
付近見取り図、配置図、平面図	建築物の位置及び面積を表示したもの
断面図	階数が分かるもの、前面道路（幅員）の記載
建物の外観写真	対象建築物が分かるもの
用途・規模の判別チェック表	必要に応じて
新築又は増築等の時期を示す書類	
基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書等	検査済証など
その他参考となる書類	

上記の書類以外にも追加で資料の添付をお願いすることもありますので、その場合はご了承ください。

② 補助金交付申請（診断）

提出書類	備考
交付申請書	様式第 1 号
耐震診断事業計画書	様式第 2 号
付近見取り図、配置図、平面図	建築物の位置及び面積を表示したもの
断面図	階数が分かるもの
建築物の外観写真	対象建築物が分かるもの
補助事業に要する費用の見積書の写し	申請額の積算内訳が分かる書類
建築物の所有者及び建築時期が確認できる書類	建築確認済証または検査済証の写し、登記事項証明書など
申請者以外に所有者がいる場合においては、耐震診断等の実施について当該所有者の合意があることを証する書類	
耐震診断を実施する者が耐震診断資格者であることが判断できるもの	
その他参考となる書類	

③ 完了実績報告（診断）

次の書類をご用意のうえ、耐震診断の完了の日から起算して1箇月を経過した日、または補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに前橋市役所建築指導課までご提出ください。

提出書類	備考
実績報告書	様式第11号
耐震診断報告書の写し	
第三者判定機関による評価の写し	
補助事業に係る契約書等の写し	
補助事業に係る領収書等の写し	支払いが終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収書を提出するものとする。
その他参考となる書類	

④ 補助金の請求（診断） ※は必要に応じて提出すること

提出書類	備考
補助金交付請求書	様式第13号
代理受領に係る委任状・同意書（※）	様式第14号・様式第15号

【 2-② 耐震化計画策定（耐震補強設計・除却設計）に要する費用の補助 】

（1）耐震化計画策定（耐震補強改修設計、除却設計）に要する費用の補助額

・耐震化計画策定に要する費用の6分の5の額となります。ただし、対象建築物の延床面積による補助対象費用限度額を超える場合は、補助対象費用限度額の6分の5の額となります。なお、延床面積による限度額算定には、第三者判定機関の判定に要する費用として2,350,000円を限度に加算することができます。

・いずれも千円未満切り捨ての補助額（☆）となります。

※ 耐震化計画策定に係る費用の補助金の交付申請を希望される場合は、実施の前年度8月上旬までに、市に事前相談及び事前申し込みを必須とします。

床面積による耐震化計画策定補助対象費用限度額

床面積	耐震化計画策定費用
1,000平方メートル以内の部分	4,580円/平方メートル
1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分	2,350円/平方メートル
2,000平方メートルを超える部分	1,570円/平方メートル

【補助額の算出例①】耐震補強設計

用途：事務所、階数：地上4階建て、延べ面積：2500㎡の場合

◆設計者（設計事務所）からの見積額（A）：11,000,000円 （うち、第三者機関判定費用の見積額：2,000,000円）
◆耐震化計画策定費用の補助対象事業費限度額（B） （B）＝面積による算定上限額（ア）＋ 第三者機関判定に要する費用（a ※） （※第三者機関判定等の費用として上限2,350,000円/件まで加算可能） 【例の場合の算出】 ① 1,000㎡までの部分 $1,000\text{㎡} \times 4,580\text{円}/\text{㎡} = 4,580,000\text{円}$ ② 1,000㎡を超えて2,000㎡の部分 $1,000\text{㎡} \times 2,350\text{円}/\text{㎡} = 2,350,000\text{円}$ ③ 2,000㎡を超える部分 $500\text{㎡} \times 1,570\text{円}/\text{㎡} = 785,000\text{円}$ 合計（面積による耐震化計画策定費用の限度額） $7,715,000\text{円（ア）}$ 補助対象事業費限度額（B）＝7,715,000円（ア）＋2,350,000円（a）＝10,065,000円（B）
◆市の補助額の算定 見積額（A）と算定した補助対象事業費限度額（B）のうち、金額の低い額を元に6分の5の補助額を算定します。 上記例の場合、見積額（A）11,000,000円＞補助対象事業費限度額（B）10,065,000円なので、補助対象事業費はBの10,065,000円となり、補助額（☆）の算定は次式となります。 補助額（☆）＝10,065,000円（B）×5/6＝8,387,500円≒8,387,000円（☆） したがって、支払われる補助額は8,387,000円となります。

【補助額の算出例②】 耐震補強設計

用途：事務所、階数：地上3階建て、延べ面積：600㎡の場合

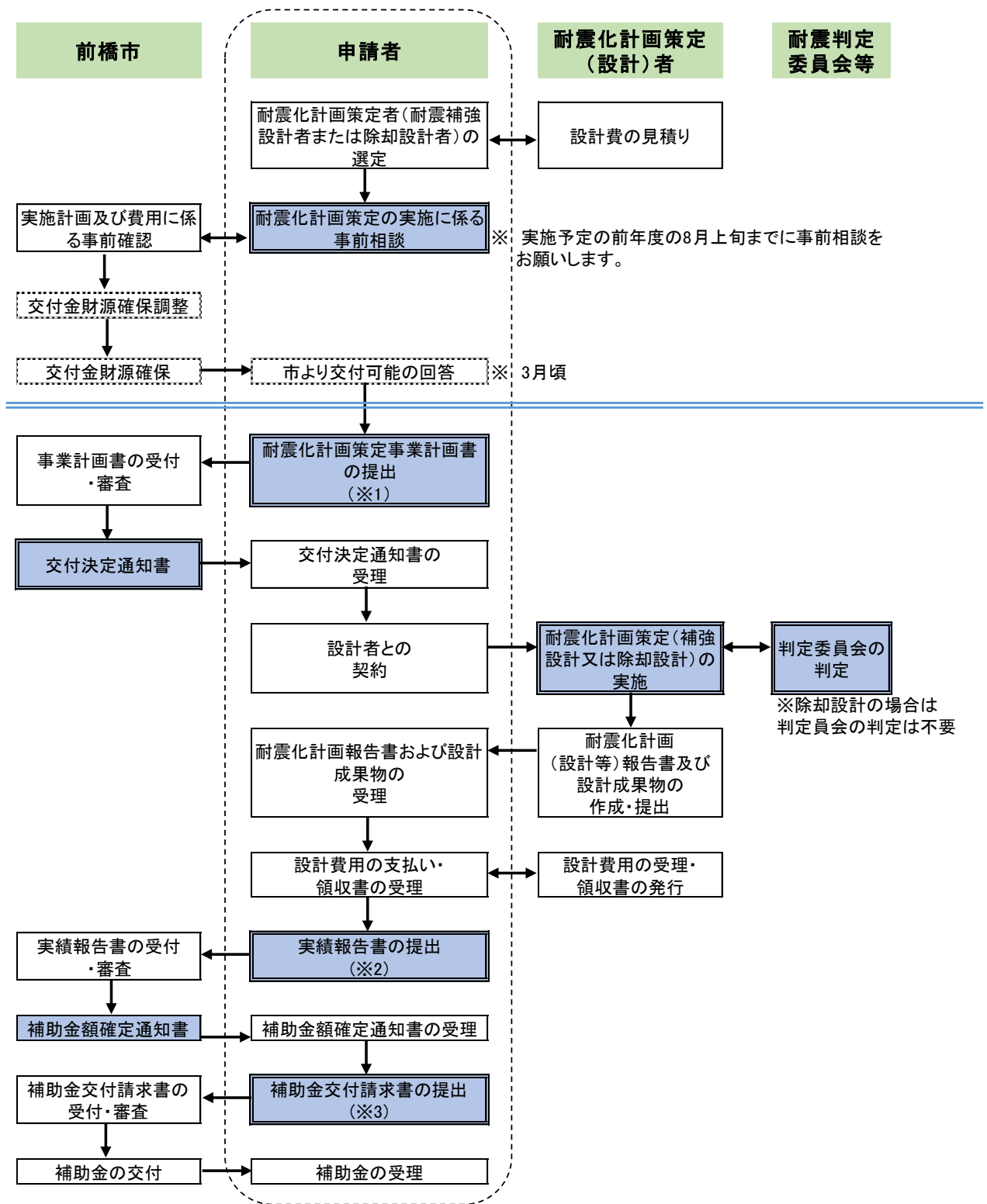
◆設計者（設計事務所）からの見積額（A）：5,000,000円 （うち、第三者機関判定費用の見積額：1,400,000円）	
◆耐震化計画策定費用の補助対象事業費限度額（B） （B）＝面積による算定上限額（ア）＋ 第三者機関判定に要する費用（a ※） （※第三者機関判定等の費用として上限2,350,000円/件まで加算可能）	
【例の場合の算出】	
① 1,000㎡までの部分	600㎡×4,580円/㎡＝2,748,000円
② 1,000㎡を超えて2,000㎡の部分	0㎡×2,350円/㎡＝ 0円
③ 2,000㎡を超える部分	0㎡×1,570円/㎡＝ 0円
合計（面積による耐震化計画策定費用の限度額）	2,748,000円（ア）
補助対象事業費限度額（B）＝2,748,000円（ア）＋1,400,000円（a）＝4,148,000円（B）	
◆市の補助額の算定	
見積額（A）と算定した補助対象事業費限度額（B）のうち、金額の低い額を元に6分の5の補助額を算定します。	
上記例の場合、見積額（A）5,000,000円＞補助対象事業費限度額（B）4,148,000円なので、補助対象費用はBの4,148,000円となり、補助額（☆）の算定は次式となります。	
補助額（☆）＝4,148,000円（B）×5/6＝3,455,666円 ≒ 3,456,000円（☆）	
したがって、支払われる補助額は3,456,000円となります。	

【補助額の算出例③】 除却設計

用途：事務所、階数：地上3階建て、延べ面積：600㎡の場合

◆設計者（設計事務所）からの見積額（A）：2,500,000円	
◆耐震化計画策定費用の補助対象事業費限度額（B）＝ 面積による算定上限額	
【例の場合の算出】	
① 1,000㎡までの部分	600㎡×4,580円/㎡＝2,748,000円
② 1,000㎡を超えて2,000㎡の部分	0㎡×2,350円/㎡＝ 0円
③ 2,000㎡を超える部分	0㎡×1,570円/㎡＝ 0円
合計（面積による耐震化計画策定費用の限度額）	2,748,000円
補助対象事業費限度額（B）＝2,748,000円	
◆市の補助額の算定	
見積額（A）と算定した補助対象事業費限度額（B）のうち、金額の低い額を元に6分の5の補助額を算定します。	
上記例の場合、補助対象事業費限度額（B）2,748,000円＞見積額（A）2,500,000円なので、補助対象費用は2,500,000円となり、補助額（☆）の算定は次式となります。	
補助額（☆）＝2,500,000円（A）×5/6＝2,083,333円 ≒ 2,083,000円（☆）	
したがって、支払われる補助額は2,083,000円となります。	

(2) 補助事業の流れ (耐震化計画策定 (耐震補強改修設計または除却設計))



※ 設計費用の支払いについて、申請者様が費用を用意する負担を軽減するため、市から交付される補助金を、設計者が申請者に代わって受け取ることができる「代理受領制度」が利用できます。

(3) 提出書類【耐震化計画策定（耐震改修設計または除却設計）】

① 交付申請（耐震化計画策定）

提出書類	備考
補助金交付申請書	様式第1号
耐震化計画策定事業計画書	様式第3号
委任状	代理人が申請事務を行う場合
前橋市が耐震診断義務付け対象建築物であることを確認した書類の写し	
耐震診断書の写し	第三者判定機関が交付した判定又は評価等の結果の通知書の写し及び判定結果概要が分かる書類
耐震化計画策定に要する費用の見積書の写し	耐震補強改修設計又除却設計費用の見積もり（申請額の積算内訳がわかるもの）
建築物の所有者の住所、氏名等を証明できる書類	建築物の登記事項証明書等
申請者以外に所有者がいる場合においては、耐震化計画策定の実施について当該所有者間で承認されていることが確認できる書類	
付近見取り図、配置図、平面図	建築物の位置及び面積を表示したもの
建物の外観写真	対象建築物が分かるもの
その他参考となる書類	必要に応じて

上記の書類以外にも追加で資料の添付をお願いすることもありますので、その場合はご了承ください。

② 完了実績報告（耐震化計画策定）

次の書類をご用意のうえ、耐震化計画策定の完了の日から起算して1箇月を経過した日、または補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで前橋市役所建築指導課までご提出ください。

提出書類	備考
実績報告書	様式第11号
耐震改修の場合は、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類及び添付図書	補強設計概要をまとめたもの及び補強計画設計図、補強計画耐震計算書等
耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となる計画であることを第三者判定機関が評価した判定書の写し	
除却の場合は、除却内容が分かる図面及び	

仕様書	
補助金交付決定通知書又は補助金交付変更決定通知書の写し	
補助事業に係る契約書等の写し	
補助事業に係る領収書等の写し	支払いが終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収書を提出するものとする。
その他参考となる書類	

③ 補助金の請求（耐震化計画策定）※は必要に応じて提出すること

提出書類	備考
補助金交付請求書	様式第13号
代理受領に係る委任状・同意書（※）	様式第14号・様式第15号

【2-③ 耐震改修または除却に要する費用の補助】

(1) 耐震改修または除却に要する費用の補助額

- 耐震改修または除却工事に係る費用の15分の11の額となります。ただし、対象建築物の用途及び延床面積による補助対象費限度額を超える場合は、補助対象費限度額の15分の11の額となります。
- いずれも千円未満切り捨ての補助額(☆)となります。
- 耐震改修の場合、補強工事に係る部分の工事費のみが対象費用になります。補強工事に関係しない内外装や設備改修に係る費用は対象工事費に含めることはできません。
 - ※ 耐震改修または除却工事に係る補助制度の利用については、予め耐震化計画の策定(耐震補強設計または除却設計)が要件となります。
 - ※ 耐震改修または除却工事に係る費用の補助金の交付申請を希望される場合は、実施の前年度8月上旬までに、市に事前相談及び事前申し込みを必須とします。
- 既にこの補助制度による耐震改修又は除却費用に係る補助金の交付を受けている場合は、同一棟の耐震診断義務付け対象建築物において、既交付額の補助対象事業費と申請に係る補助対象事業費の合計が限度額を超えないことが条件となります。

用途及び延床面積による耐震改修又は除却補助対象費用限度額

用途	耐震化計画策定費用
住宅(マンションを除く)	39,900円/平方メートル
マンション	51,700円/平方メートル
マンション(Is値が0.3未満の場合)	56,900円/平方メートル
非住宅建築物	57,000円/平方メートル
非住宅建築物(Is値が0.3未満の場合)	62,700円/平方メートル

【補助額の算出例①】

用途:事務所、Is値:0.5、階数:地上4階建て、延べ面積:1,200㎡の耐震補強の場合

◆工事業者からの耐震改修工事見積額(A): 60,500,000円
◆耐震改修または除却に係る補助対象事業費限度額(B) (B) = 延べ面積(用途及びIs値別)による算定上限額 【例の場合の算出】 用途が事務所、Is値0.3以上なので、算定単価は、非住宅建築物の57,000円/㎡を採用し、次式で算出。 補助対象事業費限度額(B) = 1,200㎡ × 57,000円/㎡ = 68,400,000円(B)
◆市の補助額の算定 見積額(A)と算定した補助対象事業費限度額(B)のうち、金額の低い額を元に15分の11の補助額を算定します。 上記例の場合、見積額(A)60,500,000円 < 補助対象事業費限度額(B)68,400,000円なので、補助額(☆)の算定は次式となります。 補助額(☆) = 60,500,000円(A) × 11/15 = 44,366,666円 ≒ 44,366,000円(☆) したがって、支払われる補助額は44,366,000円となります。

【補助額の算出例②】

用途:事務所、Is 値:0.25、階数:地上4階建て、延べ面積:1,200㎡の耐震改修の場合

◆工事業者からの耐震改修工事見積額 (A) : 80,300,000円

◆耐震改修または除却に係る補助対象事業費限度額 (B)

(B) = 延べ面積 (用途及び Is 値別) による算定上限額

【例の場合の算出】

用途が事務所、Is 値が0.3未満なので、非住宅建築物の算定単価62,700円/㎡を採用し、次式で算出。

補助対象事業費限度額 (B) = $1,200\text{m}^2 \times 62,700\text{円}/\text{m}^2 = 75,240,000\text{円}$ (B)

◆市の補助額の算定

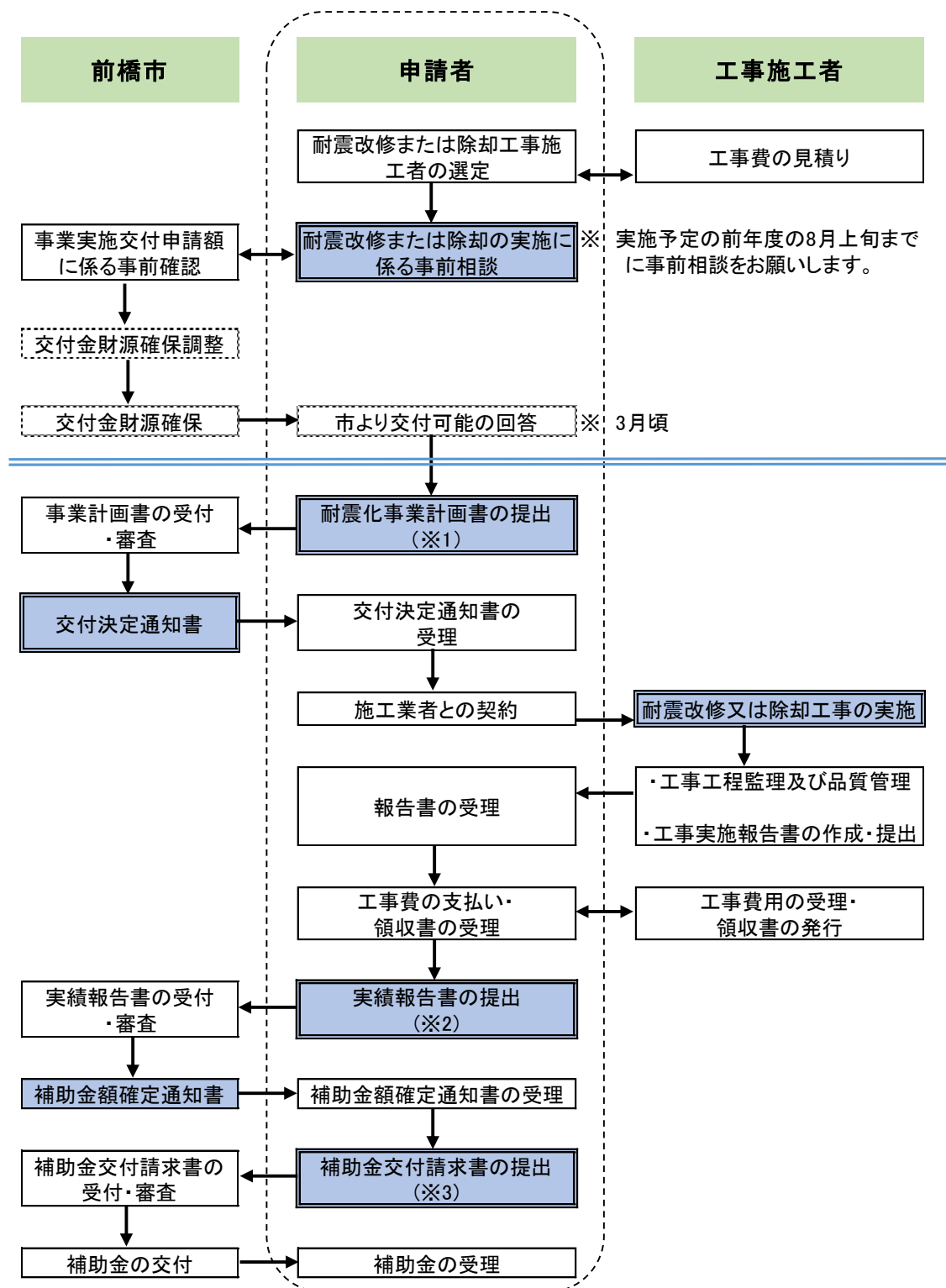
見積額 (A) と算定した補助対象事業費限度額 (B) のうち、金額の低い額を元に15分の11の補助額を算定します。

上記例の場合、見積額 (A) 80,300,000円 > 補助対象事業費限度額 (B) 75,240,000円なので、補助額(☆)の算定は次式となります。

補助額(☆) = $75,240,000$ (B) $\times 11/15 = 55,176,000\text{円} \approx 55,176,000\text{円}$ (☆)

したがって、支払われる補助額は55,176,000円となります。

(2) 補助事業の流れ (耐震改修または除却)



※ 工事費用の支払いについて、申請者様が費用を用意する負担を軽減するため、市から交付される補助金を、施工者が申請者に代わって受け取ることができる「代理受領制度」が利用できます。

① 交付申請（耐震改修または除却）

提出書類	備考
補助金交付申請書	様式第1号
耐震化事業計画書	様式第4号
委任状	代理人が申請事務を行う場合
前橋市が耐震診断義務付け対象建築物であることを確認した書類の写し	
耐震診断書の写し	第三者判定機関が交付した判定又は評価等の結果の通知書の写し及び判定結果概要が分かる書類
耐震改修の場合は、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類及び添付図書	補強計画について第三者判定機関が交付した判定又は評価等の結果の通知書の写し及び添付図書等
耐震改修の場合は、耐震補強に係る改修工事設計図面	
除却の場合は、除却内容が分かる図面及び仕様書	
耐震改修または除却に係る工事工程計画表	工事工程、工事期間が分かるもの
耐震改修または除却に要する費用の見積書の写し	申請額の積算内訳がわかるもの
建築物の所有者の住所、氏名等を証明できる書類	建築物の登記事項証明書等
申請者以外に所有者がいる場合においては、耐震改修または除却の実施について当該所有者の合意があることを証する書類	
付近見取り図、配置図、平面図	建築物の位置及び面積を表示したもの
建物の外観写真	対象建築物が分かるもの
その他参考となる書類	必要に応じて

上記の書類以外にも追加で資料の添付をお願いすることもありますので、その場合はご了承ください。

② 完了実績報告（耐震改修又は除却）

次の書類をご用意のうえ、耐震改修または除却の完了の日から起算して1箇月を経過した日、または補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに前橋市役所建築指導課までご提出ください。

提出書類	備考
実績報告書	様式第11号
補助対象となっている耐震改修工事または除却が適切に実施されたことが確認できる写真で次のもの ① 補助対象建築物の耐震改修前又は除却の前後が分かる外観全景及びファサードが分かる写真 ② 耐震改修工事の場合は、耐震改修工事の実施箇所及び実施事実が確認できる補強箇所等の施工前、施工中（各主要工程段階）、施工後の写真 ③ 除却の場合は、除却前、除却後の敷地の状況が分かる写真	
補助金交付決定通知書又は補助金交付変更決定通知書の写し	
補助事業に係る契約書等の写し	
補助事業に係る領収書等の写し	支払いが終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収書を提出するものとする。
その他参考となる書類	必要に応じて

③ 補助金の請求（耐震改修または除却） ※は必要に応じて提出すること

提出書類	備考
補助金交付請求書	様式第13号
代理受領に係る委任状・同意書（※）	様式第14号・様式第15号

3. 申請における注意事項

- ・補助金交付決定日以前に着手（契約締結）している場合には、補助対象と認められず補助を受けられませんので十分ご注意ください。

耐震化計画策定及び耐震補強改修工事または除却工事の補助申請にあたっては、事業実施の前年度8月上旬までに市に事前相談及び事前協議が必要です。また、事業実施に係る補助財源の状況によって、ご希望の時期に補助金申請及び事業実施ができない場合があります。

- ・補助金交付決定後に事業費等の変更や事業の中止があった場合は、手続きが必要ですので速やかに前橋市建築指導課までご連絡ください。

- ・補助事業の実績報告書は当該事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければなりません。

- ・補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え付け、補助金の使途を明らかにするとともに、補助事業終了後10年間保存しなければなりません。